

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 1 号

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年鈴鹿市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１） 事務、用務員及び業務員 時間額 <u>1,143円</u> （２） 調理員及び介助員 時間額<u>1,153円</u> （３）～（６） 略	（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１） 事務、用務員及び業務員 時間額 <u>1,087円</u> （２） 調理員及び介助員 時間額<u>1,097円</u> （３）～（６） 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 6 条第 1 号及び第 2 号の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由を生じた報酬については、なお従前の例による。